

うわの隆 税理士事務所報

発行 人士 隆
 発税 理士 野 隆
 上野

目次	
・平成二十二年度税制改正案(抜粋)	
「一人オーナー会社課税制度」廃止	
所得税 扶養控除の見直し	
所得税 その他の改正	
資産税 住宅取得資金の贈与税の非課税限度枠の引き上げ	

・「一人オーナー会社課税制度」の廃止

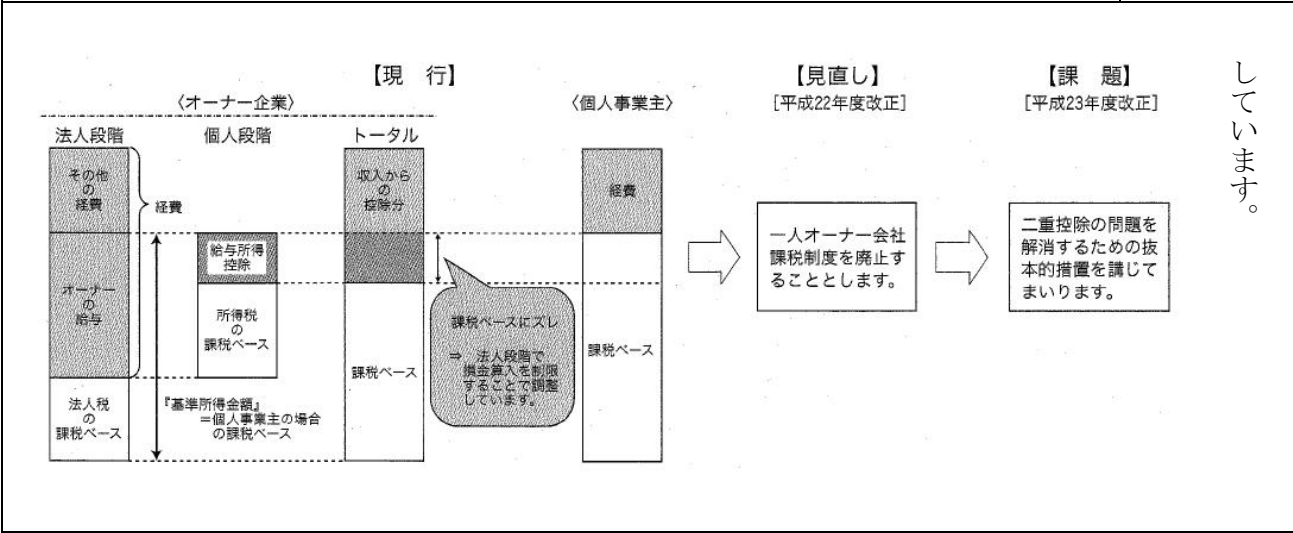
平成二十二年度税制改正大綱が平成二十一年十二月二十二日に閣議決定されました。

平成十八年に施行された会社法で最低資本金制度が撤廃され、資本金一円起業が可能となりました。そこで節税目的で、一人オーナー会社を設立して行き過ぎた節税策を講ずる個人事業者への対応措置として、平成十八年の税制改正で「特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度」(いわゆる「一人オーナー会社課税制度」)が創設されました。

個人事業者であった時の収入を会社の売上として計上し、個人へは会社からの役員報酬として支払うことにより、会社の「経費」としての役員報酬と、個人の「所得控除」としての給与所得控除が二重に控除されている問題を是正する制度でしたが次のような問題もありました。

- ・全ての一人オーナー会社が節税策で設立されたわけではなく、法人と個人との区分があいまいになる
- ・法人のなかで一人オーナー会社だけの増税が適当であるのか
- ・会社設立を促す会社法の本来の趣旨から外れる

平成二十二年四月一日以後終了する事業年度(平成二十一年四月二日以降に事業年度が始まった法人)からこの規定は適用されなくなります。しかし、依然として二重控除の問題は残っており、財務省では、平成二十三年税制改正で対応すると



うわの隆 税理士事務所 Uwano Certified Tax Accountant Office

ADDRESS 〒983-0005 仙台市宮城野区福室5-1-22-201
 TEL/FAX 022-786-9330
 URL <http://www.uwanotax.com/>
 E-mail info@uwanotax.com

Regional Partner, Your Partner
 ~ 地域の皆さまの、良き相談相手でありたい

・所得税 扶養控除の見直し

「所得控除から手当へ」等の観点から、子供手当の創設とあいまって、十五歳までの年少扶養控除（三十八万円）が廃止されることとなりました。

また、高校の実質無償化にともなう、十六歳から十八歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分（二十五万円）も廃止されることとなりました。

年少・特定扶養控除の廃止は、所得税については平成二十三年分からの適用となります。平成二十三年の年末調整、平成二十四年の三月までに提出する確定申告より適用、住民税については、平成二十四年分からの適用となります。

子供手当の実施時期

子供手当では平成二十二年度から子供一人につき月額一万三千円が支給されます。平成二十三年度からは二万六千円が支給される予定です。

・その他の個人所得課税の改正

非課税口座内の少額上場株式等の配当所得及び譲渡所得等の非課税措置創設

個人マネーの株式市場参加の観点から、平成二十四年から実施される上場株式等に係る税率の20%本則化にあわせて、非課税口座内の少額上場株式等にかかる配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を導入します。

生命保険料控除の改組

所得控除の一つである生命保険料を支払ったことによる生命保険料控除ですが、現行は、「一般生命保険契約」「個人年金保険契約」の夫々の年間支払い保険料額が十万円を超えている場合に、適用限度額を夫々五万円として、合計十万円の生命保険料控除の適用があります。

平成二十四年一月一日以後に締結した保険契約からは、新たに「介護医療保険料控除」を設けて、「一般」「個人」「介護医療」の適用限度額を夫々四万円として、合計十二万円の生命保険料控除の適用が受けられることとなりました

・住宅取得資金の贈与税の
非課税限度枠の引き上げ

経済対策のため、住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の非課税措置について、現行の非課税限度枠五百万円が、平成二十二年は千五百万円、平成二十三年は一千万円に引き上げられます。ただし、贈与を受けた方の贈与を受けた年の合計所得金額が二千万円を超える方は適用除外となります。

【PR】

うわの隆 税理士事務所では、御社のホームページ作成支援も承っています。作成料については、ご相談ください。